

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員が仕事と子育てを両立することができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得について次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率 50%以上

女性社員・・・女性社員全体について取得率 80%以上

<対策>

● 令和 8 年 4 月 ～ 男性の育児休業制度についてパンフレットを作成し職員に配布し周知する

● 令和 8 年 4 月 ～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標 2：フルタイム労働者 1 人当たりの各月毎の法定時間外労働を 10%以上削減する

<対策>

● 令和 8 年 4 月～ 各部署における問題点の検討

● 令和 8 年 4 月～ 業務量の見直し、マニュアルの整備

目標 3：育児休暇がとりやすく、職場復帰しやすい環境の整備

<対策>

● 令和 8 年 4 月 ～ 育児休業取得予定の従業員に対し、育休復帰プランを策定

● 令和 8 年 4 月 ～ 相談窓口を設置する

● 令和 8 年 4 月 ～ 育児・介護休業法に基づく育児休業当、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休暇などの諸制度の周知

● 令和 8 年 4 月 ～ 子の看護休暇を小学校卒業までに拡充する